

日行連発第321号
令和元年7月3日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について（周知）

国土交通省より、標記について添付のとおり地方運輸局等宛て文書を発出したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

各単位会におかれましては、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

- ・「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について（令和元年6月28日付）
- ・自動車登録業務等実施要領
- ・「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け自動車局長通達国自第166号、国自整第232号）の新旧対照表

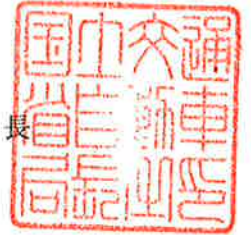
※日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

以 上

国自情第30号の3
令和元年6月28日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局長



「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。